

近世後期村方騒動の背景

— 筑摩郡大足村「権左衛門一件」をめぐる —

高木俊輔

1. はじめに

信濃国筑摩郡大足村については、元禄～正徳期の「五兵衛・孫助一件」を扱った尾崎行也論文があるが、その他にも多くの村内係争事件のあったことが知られる¹⁾。「五兵衛・孫助一件」後、明治初年までの間に次の如き一件があった。畑地永荒出入、名主勘定一件、五人組判頭一件、山論・地境一件、村役人跡式取極一件、若者過言一件、草場（採草地）一件、墓所出入、水車一件、質地一件、預ヶ地一件、立木処分一件、寺院後住一件、道筋一件、婚姻披露乱妨一件、権左衛門一件、祭礼心得違一件、等々である。本稿では、その中から「権左衛門一件」を取りあげ、この一件の背景を、主として「宗門人別御改帳」、「御年貢目録」などを利用して描き出していくことにつとめたい。まず、一件の検討に入る前に、信濃国筑摩郡大足村の概況から検討していくことにしよう。

大足村は、江戸初期からの村ではなく、慶安元年（1648）に塔原村から分かれて出来た村である。元禄15年（1702）「郷帳」によると、村高117.130石であり、現存する大足村の「村差出明細帳」は、宝暦2年（1762）200.428石、安永2年（1772）201.837石である。なお村高だけをあげると、天保5年（1834）「郷帳」では217.923石、明治元年（1868）「旧高旧領取調帳」では214.822石である²⁾。

江戸時代前半期の農民の土地所有状況をみるには、大足村には各年度の「御年貢目録」がある³⁾。それは、各年度の村高を示すとともに「引高」を知ることができる。つまり、川欠・山崩・荒地・早損などの引分が示され、それはおよそ15石から80石の巾があり、年々大きく上下しており、18世紀前半には開発の進行による村高増にもかかわらず、年々の諸引高も変動して大きくなり、減高後の定納高は一定せず、大足村における年貢率の不安定さが目立っている。

先に示した「村差出明細帳」から、18世紀後半の大足村の村況を概略みておこなうならば、村高はおよそ200石、その内訳は、田がおよそ80石、畑がおよそ120石、つまり田4割、畑6割という畑がちの村で、谷間の底地を会田川が流れ、水を確保するためには堰上げしたいくつかの用水堰を設ける必要があり、田地の開発には困難性を伴う村であった。また竹御林という御用林をもつ山林の多い村でもあったが、村内に草刈場がなく「野山手米」を上納していた。村内の戸数・人口は、戸数は「宗門人別御改帳」によると、1760年代に49戸から56戸まで増加し、人口は280人から300人をこえるにいたっている。

大足村には農間余業—農間稼ぎもなく、造酒屋・医師・木挽・杣・桶屋・紺屋・石切もなく、養蚕・葉草もない。その上、定助郷・大助郷・加人馬などは勤めていない。全体として

第1表 信濃国筑摩郡大足村・宗門人別御改帳

	西曆	名 主	組 頭	百 姓 代	戸数	寺	人数	男	女	僧	馬
宝曆5	1755	九郎兵衛	清右衛門	喜三右衛門	50	1	298	148	150	1	14
宝曆6	1756	文左衛門	清右衛門	喜三右衛門	49	1	292	150	142	2	14
宝曆7	1757	文左衛門	清右衛門	喜三右衛門	50	1	294	153	141	2	14
宝曆9	1759	文左衛門	清右衛門	喜三右衛門	50	1	298	151	137	2	16
宝曆10	1760	文左衛門	清右衛門	喜三右衛門	49	1	287	151	136	2	15
宝曆11	1761	文左衛門	清右衛門	喜三右衛門	49	1	282	150	132	3	17
宝曆12	1762	文左衛門	清右衛門	喜三右衛門	50	1	277	146	131	3	17
宝曆13	1763	与惣治	清右衛門	喜三右衛門	53	1	285	147	138	3	15
宝曆14	1764	与惣治	清右衛門	喜三右衛門	53	1	301	154	147	3	14
明和2	1765	与惣治	清右衛門	喜三右衛門	55	1	297	154	143	3	14
明和3	1766	与惣治	清右衛門	喜三右衛門	56	1	297	150	147	2	14
明和4	1767	与惣治	清右衛門	喜三右衛門	56	1	291	148	143	3	14
明和5	1768	与惣治	清右衛門	喜三右衛門	56	1	300	154	146	3	16
明和6	1769	与惣治	清右衛門	喜三右衛門	56	1	303	153	150	3	15
明和8	1771	与惣治	勘左衛門	喜三右衛門	54	1	294	149	145	3	18
安永2	1773	文左衛門	伊右衛門	勘右衛門	53	1	307	154	153	3	17
安永3	1774	文左衛門	伊右衛門	勘右衛門	53	1	305	154	151	4	17
安永4	1775	文左衛門	伊右衛門	勘右衛門	53	1	312	158	154	2	19
安永5	1776	文左衛門	清右衛門	勘右衛門	53	1	309	160	149	2	17
安永6	1777	文左衛門	清右衛門	勘右衛門	53	1	306	158	148	2	18
安永7	1778	文左衛門	清右衛門	勘右衛門	54	1	311	160	151	2	23
安永8	1779	九郎兵衛	清右衛門	勘右衛門	55	1	316	163	153	2	24
安永9	1780	文左衛門	庄兵衛	勘右衛門	57	1	316	167	149	3	24
安永10	1781	九郎兵衛	庄兵衛	勘右衛門	57	1	328	167	161	3	23
天明2	1782	文左衛門	庄兵衛	勘右衛門	62	1	336	171	165	3	24
天明3	1783	九郎兵衛	庄兵衛	勘右衛門	62	1	305	154	151	3	25
天明4	1784	九郎兵衛	庄兵衛	勘右衛門	62	1	299	148	151	3	24
天明6	1786	九郎兵衛	庄兵衛	勘右衛門	63	1	333	171	162	3	
天明7	1787	九郎兵衛	庄兵衛	勘右衛門	63	1	326	165	161	3	
天明8	1788	九郎兵衛	庄兵衛	勘右衛門	63	1	325	165	160	3	
寛政1	1789	九郎兵衛	庄兵衛	勘右衛門	64	1	325	163	162	3	
寛政2	1790	九郎兵衛	庄兵衛	勘右衛門	64	1	319	161	158	3	
寛政3	1791	九郎兵衛	庄兵衛	勘右衛門	64	1	321	159	162	3	
寛政4	1792	九郎兵衛	庄兵衛	勘右衛門	65	1	333	167	166	2	
寛政5	1793	九郎兵衛	庄兵衛	弥右衛門	64	1	332	165	167	3	
寛政6	1794	九郎兵衛	庄兵衛	弥右衛門	67	1	336	168	168	3	
文化3	1806	庄兵衛	宗四郎	九郎右衛門	73	1	333	165	168	1	
文化4	1807	清兵衛	宗四郎	九郎右衛門	72	1	337	167	170	1	
文化5	1808	九郎右衛門	宗四郎	弥右衛門	71	1	337	169	168	1	
文化6	1809	九郎右衛門	宗四郎	弥右衛門	70	1	337	171	166	1	
文化7	1810	九郎右衛門	弥右衛門	式右衛門	70	1	337	174	163	1	

	西暦	名 主	組 頭	百 姓 代	戸数	寺	人数	男	女	僧	馬
文化 8	1811	九郎右衛門	弥右衛門	式右衛門	70	1	343	176	167	1	
文化 9	1812	九郎右衛門	弥右衛門	式右衛門	72	1	350	179	171	1	
文化10	1813	九郎右衛門	弥右衛門	式右衛門	74	1	342	181	161	(0)	
文化11	1814	九郎右衛門	左久次	式右衛門	74	1	346	182	164	1	
文化12	1815	九郎右衛門	左久次	式右衛門	74	1	348	182	166	1	
文化13	1816	九郎右衛門	左久次	市左衛門	74	1	348	182	166	1	
文化14	1817	九郎右衛門	左久次	市左衛門	74	1	353	187	166	1	
文化15	1818	九郎右衛門	左久次	市左衛門	74	1	346	181	165	1	
文政 2	1819	九郎右衛門	左久次	市左衛門	74	1	350	182	168	1	
文政 3	1820	九郎右衛門	左久次	市左衛門	73	1	347	180	167	1	
文政 4	1821	九郎右衛門	左久次	市左衛門	74	1	352	183	169	1	
文政 5	1822	九郎右衛門	市左衛門	栄助	74	1	355	187	168	1	
文政 6	1823	九郎右衛門	市左衛門	栄助	74	1	362	190	172	1	
文政 7	1824	九郎右衛門	市左衛門	栄助	74	1	367	193	174	1	
天保14	1843	欠	喜三右衛門	文左衛門	80	1	366	191	175	2	
天保15	1844	欠	喜三右衛門	文左衛門	79	1	362	189	173	2	
弘化 2	1845	欠	喜三右衛門	文左衛門	79	1	370	192	178	2	
弘化 3	1846	欠	喜三右衛門	文左衛門	79	1	368	192	176	2	
弘化 4	1847	嘉右衛門	欠	文左衛門	80	1	386	198	188	2	
嘉永 3	1850	嘉右衛門	文左衛門	奎兵衛・九郎兵衛	79	1	366	193	173	1	
嘉永 4	1851	嘉右衛門	文左衛門	奎兵衛・九郎兵衛	79	1	365	193	172	1	
嘉永 5	1852	嘉右衛門	文左衛門	奎兵衛・九郎兵衛	79	1	362	192	170	1	
嘉永 7	1854	嘉右衛門	文左衛門	奎兵衛・九郎兵衛	77	1	348	185	163	1	
安政 2	1855	嘉右衛門	文左衛門	奎兵衛・九郎兵衛	76	1	354	187	167	(0)	
安政 3	1856	嘉右衛門	文左衛門	奎兵衛・九郎兵衛	76	1	354	188	166	(0)	
安政 4	1857	嘉右衛門	文左衛門	奎兵衛・九郎兵衛	76	1	354	189	165	1	
安政 5	1858	嘉右衛門	文左衛門	奎兵衛・九郎兵衛	76	1	362	195	167	1	
安政 6	1859	嘉右衛門	文左衛門	奎兵衛・九郎兵衛	76	1	354	191	163	1	
安政 7	1860	嘉右衛門	文左衛門	奎兵衛・九郎兵衛	76	1	362	190	172	1	
万延 2	1861	欠	文左衛門	奎兵衛・九郎兵衛	74	1	367	186	181	(0)	
文久 2	1862	文左衛門	喜三右衛門	九郎兵衛	74	1	367	184	183	(0)	
文久 3	1863	文左衛門	喜三右衛門	九郎兵衛	74	1	361	183	178		
文久 4	1864	文左衛門	喜三右衛門	九郎兵衛	74	1	367	187	181		
元治 2	1865	文左衛門	喜三右衛門	九郎兵衛	74	1	371	189	182	1	
慶応 2	1866	文左衛門	喜三右衛門	九郎兵衛	74	1	383	194	189	1	
慶応 3	1867	文左衛門	弥三右衛門	九郎兵衛	76	1	391	204	187		
慶応 4	1868	文左衛門	弥三右衛門	九郎兵衛	76	1	394	206	188		
明治 2	1869	文左衛門	弥三右衛門	九郎兵衛	78	1	393	204	189		
明治 3	1870	文左衛門	弥三右衛門	九郎兵衛	78	1	384	203	181		
明治 4	1871	文左衛門 (文重郎)	弥三右衛門 (喜三重郎)	九郎兵衛 (九重郎)	78	1	389	201	188		

(明科町中川手 越 博太郎, 滝沢忠寿氏所蔵文書より作成)

提供してくれるのである。

なお、幕末期の「権左衛門一件」からすれば前史的あるいは間接的になるが、宝暦期以前の村内状況を知るために、寛文元年（1661）から残存している「御年貢目録」を参照していくことにする。この史料は、村高とともに年貢算出の基礎となる各自の持高が示されているので、それが各年度の実態をどれだけ反映しているかは確定できないが、家ごとの持高変化、分家創出過程、各年度の階層分布などを知ることができる。

大足村の「一件文書」については、採集済み文書点数は429点におよび、その年度別集計を示すと第2表のごとくなる。これは必ずしも係争文書に限定したものではないが、一紙文書数からみても、大足村では正徳期と文化期前後、幕末期に問題が多発している。まだ九郎兵衛が名主をしていた時期のものを採集できないので、これが大足村一紙文書のすべてということとはできないが、「権左衛門一件」が幕末期を代表する係争事件ということができると思われるので、次節からはこの一件の内容とその背景を検討することにした。

2. 「権左衛門一件」の経過

権左衛門が、村方惣代の一人となって諸銭取立て方をめぐり名主・組頭らを訴えたのは天保13年（1842）であった。名主栄助、組頭喜三右衛門、百姓代文左衛門と栄助身内（「身寄之者共」）が、「数年馴合、私欲押領を企、非道＝割掛取立」てて来たと問題にし、権左衛門や利左衛門ら9人が訴えて出たのであった⁵⁾。

権左衛門らの訴えは、天保12年中に始まったものと思われるが、名主栄助の死去を契機として、村方正追求に動くことを意図し、「役元_ニ打寄精々談事合候」、つまり寄合相談の上村役「入札」を求めることとした。しかしながら栄助身寄りの村役人は「私欲謀計帳面」を取調べられる事態になってはまずいとして、「入札」取極めを変更して「御役所之御目鏡」、つまり役所側の指名を願い出たことが判明し、このまま栄助身内が跡役に指名されて従来と同じ村方割一取立てが続けば百姓どもは「潰退転＝及候事顕然」として訴えて出たのであった。

それでは、名主栄助の下で行われた村政のうち権左衛門らが問題にしたのはどのような点であったのであろうか。

1. 天保7、8年の流地、山崩れ地のうち高17石余りを掠めたこと
1. 天保8年山崩れの際、支給された扶持米と金30両3分余りを村方割一分配せず、その上見分役様の雑用分担金として金11両余りを割付け取立てたこと
1. 他村（執田光村）からの入作者より金3両余り謀取ったこと
1. 天保13、14年の川除・用水普請に金30両余り支給されたが、用水諸木などに材料費を高く見積り、村方から金13両余り取立てたこと
1. 天保7、9年村方出入りの際、出役出張諸雑用金として金9両、6両余りを割取ったこと
1. 難場道筋の大曲につき、隣村・他領村からも助成金があるか、それを役元へ取込んだこと
1. 天保7年に隣村塔原村甚左衛門より金10両を無利足10ヶ年賦で借用しながら、村方へ

割らず役元へ取込んだこと

1. 名主栄助勤役18年の間に村方72軒中31軒が潰れ百姓となったこと
1. 郷蔵敷については確かな規定もなく仙右衛門地所を利用してきたが、仙右衛門の私欲をよく詮義して欲しい
1. 組割元帳・普請入用帳・夫錢割元帳などを掛合っても村役人方は見せようとしな

以上のような訴えに対し、弘化2年に取決められた「内済」はつぎの内容であった。

1. 天保7, 8年の荒地見分願入用, 山崩出役入用・諸雑用, 天保12年普請諸入用などに「不行届執斗」があったが、これは過去のことであり、すでに栄助死去後であるから、立入人(会田宿問屋善左衛門)が「貰請」るので「村内穏和ニ相治リ候様」、つまり村内融和を旨として立入人預りにすること
2. 天保13, 14年夫錢滞納の件は、内済整い次第立入人に任せ出銭すべきこと
3. 大曲道普請助成金や塔原村甚左衛門からの借入金は、村方で相談の上普請に充てたり返金したりすること
4. 郷蔵は仙右衛門方から差出し、村方で地所を決めて普請すべきこと
5. 名主跡役は立入人預りとすること
6. 今後上納金・夫錢割は「村方一同立会」相談之上取決めること

この一件は、「村内平和を専一」とする「睦合」の論理のため、立入人預りの形をとり権左衛門らの要求がそのまま認められることはなかったが、村方相談のたてまえが明示され、不正の中心人物とされた栄助死後の名主跡役は決めることができず、弘化3年までの間は名主不在が続くことになった。

天保13年からの一件とどのように関連するか不詳であるが、弘化3年(1846)5月に権左衛門は「心得違」として入牢処分を受けた。これは一般にいう博奕打ちであったか明らかでないが、つづく閏5月には親類・組合・村役人連名で赦免願が出されている。赦免後の権左衛門は、さらに諸雑用勘定をめぐって係争をつづけていく。

嘉永5年(1852)3月、権左衛門は松本の奉行所へ「欠訴」(駈込訴訟)をした。万延元年(1860)の訴状によると、すでに嘉永3年から村役人を相手取り出訴していたようであるが、この時の村役人引戻し雑用の支払いについて、権左衛門は同人の五人組に依頼するが支払えず、栄助が村地を書入れして立て替払いをしたのであった。つづく安政年間に村役人から立て替金返済を催促されたが、権左衛門は「免角等閑返金不仕」ままで、万延元年には田沢村からの越庄屋嘉右衛門が死去したので、栄助は改めて権左衛門の五人組につよく元利金返済を求めたのである。その結果、松本藩取締役の廻村時會田町村年寄甚兵衛が立入り、権左衛門は万延2年3月に夫錢支払いのことに承伏したのであった。

しかし文久2年にまたこの問題は再燃する。栄助は、嘉永5年の雑用金3両が文久2年には元利計7両余りとなったが2両余りを「勘弁」し、5両の支払いを請求している。同年12

月、村方では役元に借金することとして栄助へ5両を支払い、追って権左衛門が支払った分は、それを夫錢分に充当していくという取決めを行った。

この後、権左衛門の支払いは滞っていたようで、文久3年7月付で権左衛門、村役人双方の訴状願書が残されている。まず、権左衛門の言い分をみておこう。①先名主（田沢村越名主）嘉右衛門と文左衛門とは、申し合わせて「私欲」一不正をはたらいてきた。②嘉右衛門死後名主跡役となった文左衛門は再び押領している。③文久2年1月27日にそれまでの夫錢を支払い皆済したが、文左衛門はまた不正に割付けてきたので7月は納めなかった。④明科村名主の取次ぎを受けて出金したが、これは「二重納」にあたるので文左衛門に掛合うも取り合わない。⑤文左衛門を召し出して詮義して欲しい、とするものであった。

村役人連名の願書は、①権左衛門は夫錢を差出さないで度々催促し、文久2年1月27日に皆済した。②権左衛門は当分差支えるので2月までの夫錢割から外したが、その方の金を差出さない。③その上同年7月「祭礼之義ニ付村役人ニ不法之始末有之」。④御取締役廻村時に糺問あり、7月までに夫錢は皆済するという書面と嘉右衛門が名主役中の滞り分の残り半額を差出すとの書面を出す。⑤しかし両方とも日限が来ても差出さなかったし、文久2年11月の御取締廻村時には他行して出頭しなかった。⑥そこで権左衛門は文久3年正月に「御咎」となり、同5月に赦されて7月10日までに支払いを済ませた。⑦一方嘉右衛門滞り分は村役人の二重取りと直訴したことは「以之外致方」なので詮義を加えてほしい、とするものであった。さらに別紙で、権左衛門は、①伝馬を勤めず道橋普請など諸役を一切勤めてこなかったこと、②村夫錢それに雑用錢助郷割なども差出さず、③光久寺境内の売木買入れ金を差出さず、等々をあげ、権左衛門は「是迄公事好ニ而度々御厄介ニ相成」不身持なる人物で、意見をしても聞入れず「強勢而已申」してきた、としている。権左衛門は、幕末期になって村役人層に対してもっとも強力に対抗してきた人物であることを物語っているのである。

文久三年の係争がどのような裁許をうけたのかは済口證文がなくて不明であるが、この件は一応解決されたようである。その後権左衛門の出てくる文書は、慶応2年12月に同村惣右衛門と喜左衛門の牛一件の立入人としてである。牛附送りに関係しており、商品流通につよく関わった人物のようである。また慶応2年から3年にかけて、数度にわたり大足村から「不心得仕」りとして10人以上が糺問を受け、その「不心得」をした場所が左衛門や権左衛門宅であったり、日向山、雷神林や不動山参詣時であったりするので、賭事をしたものと思われるが、権左衛門は慶応2年11月に「心得違」をした人物の一人として出てくる。明らかに村方底辺の農民たちとつながっていたのであり、権左衛門は小前・貧農側の代表的人物たる地位にいたものと思われるのである。

つぎに、慶応4年（1868）の「御一新」の変革期に、同年3月と推定される訴状がある。新政府へと支配の転換に際し、権左衛門は尾張藩取締役所宛に与三左衛門と連名で名主・組頭・百姓代を相手取って不正を追求している。これは、「和宮様御下向並御公義様還御加人馬割合不安堵之事」にはじまり22か条を並べているが、その要点を整理すると、村役人の村政運営上、①村人に対する出金割当の不正、②支配側からの下げ渡金割の不正、に分けられる。①としては、和宮加人馬割、四か組割、村割、村積穀割、村入用割、歎願雑用割、松平伊賀守買入人足割などがあり、②としては土井尻積金、御救下げ金などがあった。加えて村役人は公務時に飲酒はしないこと、腰弁当とすること、役所へ御用で出張時の費用は安く押

えること、村役人不正詮義にかかわる雑用費は「役人＝而出金可致事」、今後村役人が村内割をする時には「談事之上割合可致事」つまり小前や村人に相談の上実施するよう求めるものであった。以上の要求を出しても懸合おうとしても応じない村役人を召出し、「御詮義之上一村和合相治候様被仰付度」とし、村役人相手の訴えなので取次なしに直接御取締役所へ差出す次第である、と結んでいる。

このように検討してみると、権左衛門は幕末期には一貫して小前農民の側に立って、村役人の不正を追求し、民意を反映するよう「入札」の実施という村政民主化を求め、村役人層と対抗した歩みを残している。弘化年間から慶応末年にいたる20年以上に及ぶ期間、断続的に係争に関わったのは、権左衛門が村政の民主化につよい想いをよせていたからに他ならないが、つぎに権左衛門を中心として村内係争に立ち現われた人物たちを中心にして、その階層的条件、同族の動向など村方の条件を分析しながら、若干の考察をしていくことにしたい。

3. 「権左衛門一件」の背景

(1) 村役人・地主層

「権左衛門一件」において終始追求を受けた村役人層の特色をみておくことにしたい。大足村の村役人は、代々九郎兵衛家（滝沢）と清兵衛——文左衛門家（越）とその同族が勤めることが多かった。九郎兵衛・清兵衛は「家族カード」NO.では44と50になる。ともに元禄一宝永期に石高をのぼし、44九郎兵衛は元禄4年（1691）に46九郎左衛門を分家し、また宝永2年（1705）に25十（重）太郎を分家し、46九郎左衛門は宝永4年に23武兵衛を分家した。正徳4年（1714）に、44九郎兵衛の一族で約72.5石、それに清兵衛の29.5石を加えると約102石となり、大足村の村高179石、実納高127石の大部分を占めている。この時点では、50清兵衛が庄屋をしており、44九郎兵衛は宝永～正徳期に別家を分出したことにより、一時的に20石代に持高を減しているが、享保16年（1731）には49.5石を示し、依然として土地集積をつづけていた。

一方50文左衛門（清兵衛）は、享保17年（1732）に藤左衛門を分家した。これら分家状況については第3表にまとめてみたが、文左衛門も九郎兵衛と同じくらいに分家を出すのが、結局は分家の経営はそれほど安定せず、また文左衛門自身の持高も伸びずに停滞し、長年つづけてきた庄屋役を天明2年（1782）以後退役した。再び村役人に復帰するのは天保14年（1843）の百姓代からであった。

「権左衛門一件」により追求を受ける時期までの持高を示せば第4表、第5表のごとくなる。第4表は、各年度の「御年貢目録」から44九郎兵衛と50文左衛門の両家に関係する部分を取り出したものである。第5表は、ひきつづく時期を「宗門人別御改帳」からまとめてみたものであるが、ここでは「権左衛門一件」の当事者と立会人に限定して示してみた。

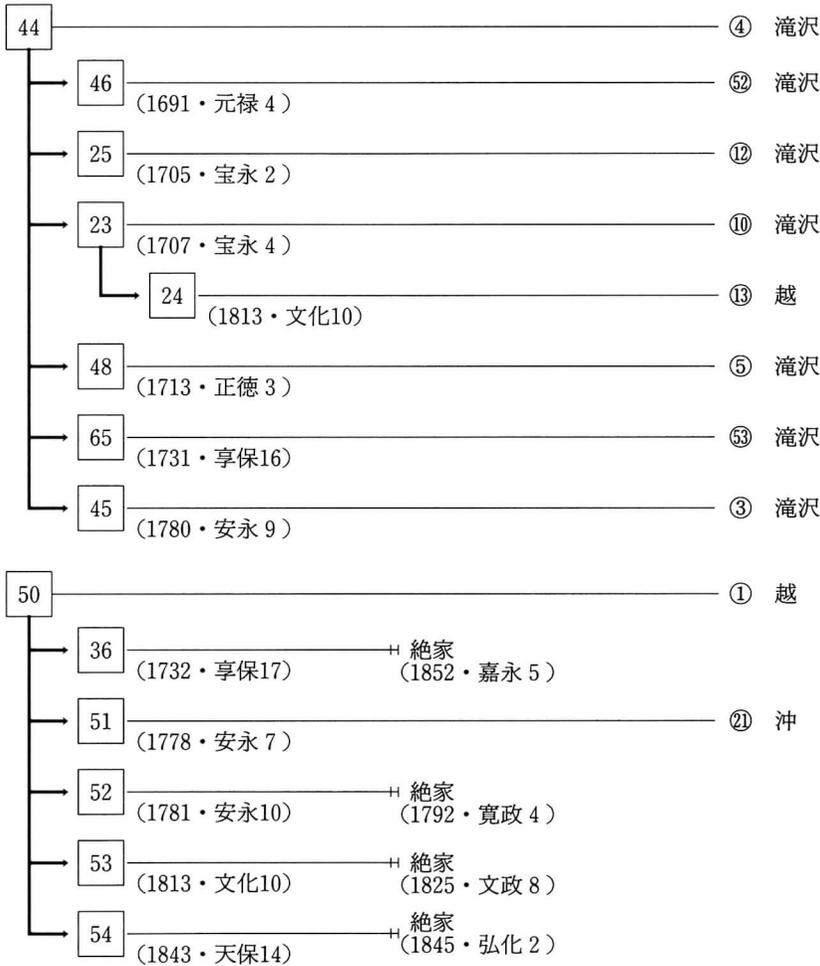
(2) 権左衛門とその仲間たち

「権左衛門一件」で村役人側を追求した権左衛門たちの状況を検討しておこう。いわば小前・貧農層にあたるこのグループは、家の系譜をたどりきれない場合が多く、寛文期まで遡れたのは73権左衛門家のみであった。権左衛門は、寛文末から宝暦期までのおよそ100年間

第3表 大足村・村役人分家表

* □内のナンバーは、「家族カード」のナンバー

明治4年
(○は宗門人別帳No.)



は、ほぼ2石台で推移していた。天明期から文化期にかけて土地集積をおこない、寛政初年には倍増し、文化12～13年には9石をこえる持高を示している。この後原因はわからないが、文化末から文政期にかけて5.8石に減っており、文政7～天保14年までの間の史料を欠く時期に1石台という貧農層にまで落ちている。それが、弘化4年には約3倍の3.5石に増えた。このわずかな間の天保12年に、権左衛門は村役人層の不正追求に立ち上っており、前述したように弘化2年に「内済」となっていた。以後、諸雑用勘定をめぐって一貫しては村役人層に対抗していくのであるが、こうした動き、意欲が権左衛門に土地回復をもたらしている。明治3～4年には5石以上の持高を示し、中層農にまで成長しているのである。

権左衛門とともに諸夫銭取立て不正を訴えて出た²⁷利左衛門らは、史料「御年貢目録」が

第4表 村役人持高変化表

(「御年貢目録」)

西暦	日本年	(滝沢)		(滝沢)		(滝沢)		(滝沢)	
		65		44		46		25	
1661	寛文 1			善次郎 (内善次郎部分)	16.827 3.289)				
1663	寛文 3			九郎兵衛	20.116				
1669	寛文 9			九郎兵衛	16.358				
1671	寛文11			九郎兵衛	16.208				
1675	延宝 3			九郎兵衛	22.930				
1676	延宝 4			九郎兵衛	22.930				
1678	延宝 6			九郎兵衛	32.278				
1679	延宝 7			九郎兵衛	32.278				
1681	天和 1			九郎兵衛	39.512				
1682	天和 2			九郎兵衛	40.711				
1686	貞享 3			九郎兵衛	41.507				
1687	貞享 4			九郎兵衛	41.5595				
1688	元禄 1			九郎兵衛	41.8925				
1689	元禄 2			九郎兵衛	41.3825				
1690	元禄 3			九郎兵衛	42.5425				
1691	元禄 4			九郎兵衛	23.4705	九郎左衛門	18.6664		
1692	元禄 5			数之助	25.8295	九郎左衛門	18.8904		
1694	元禄 7			数之助	28.3321	九郎左衛門	19.7604		
1696	元禄 9			数之助	31.1405	九郎八	19.7604		
1697	元禄10			庄兵衛	31.1405	九郎八	20.4254		
1699	元禄12			庄兵衛	36.2115	九郎八	23.4351		
1700	元禄13			庄兵衛	35.3215	九郎八	23.4351		
1701	元禄14			庄兵衛	37.8005	九郎八	24.5051		
1702	元禄15			庄兵衛	41.9835	九郎八	25.1601		
1703	元禄16			庄兵衛	44.6042	九郎左衛門	25.1601		
1704	宝永 1			庄兵衛	43.7492	半左衛門	26.8137		
1705	宝永 2			庄兵衛	27.1348	半左衛門	28.0867	十太郎	
1706	宝永 3			庄兵衛	26.3435	半左衛門	28.0867	十太郎	
1707	宝永 4			庄兵 ^工	26.3435	半左衛門	23.8287	十太郎	
1709	宝永 6			庄兵衛	29.4594	半左衛門	24.0837	重太郎	
1711	正徳 1			庄兵衛	29.4594	半左衛門	27.1887	隠居	
1712	正徳 2			庄兵衛	29.4594	半左衛門	27.1887	隠居	
1713	正徳 3			庄兵衛	28.1815	半左衛門	25.473	隠居	
1714	正徳 4			九郎兵衛	28.1815	半左衛門	25.473	隠居	
1716	享保 1			九郎兵衛	31.4675	武右衛門	23.8117	津右衛門	
1731	享保16	清九郎	2.1477	九郎兵衛	49.5005	幸助	24.6071	津右衛門	
1732	享保17	清九郎	2.1477	九郎兵衛	49.5005	幸助	22.4594	津右衛門	
1735	享保20	清九郎	1.9637	九郎兵衛	39.3778	幸助	22.4594	津右衛門	
1736	天文 1	清九郎	1.9637	九郎兵衛	39.4978	幸助	22.4594	津右衛門	
1737	天文 2	清九郎	1.9637	九郎兵衛	39.4978	幸助	22.3794	津右衛門	
1738	天文 3	清九郎	1.8697	九郎兵衛	39.7278	幸助	11.1816	津左衛門後家	
1739	天文 4	清九郎	0.8137	九郎兵衛	39.3658	幸助	11.6509	津左衛門後家	
1740	天文 5	清九郎	0.746	九郎兵衛	39.3658	幸助	11.7186	津右衛門後家	
1742	寛保 2	清九郎	0.746	仙右衛門	39.3658	幸助	11.7186	津右衛門後家	
1757	宝暦 7	清九郎	0.746	九郎兵衛	44.3759	幸助	10.4516	藤兵衛	
1759	宝暦 9	清九郎	0.746	九郎兵衛	44.3759	幸助	10.4516	藤兵衛	
1762	宝暦12	清九郎	0.746	九郎兵衛	44.1034	幸助	10.2526	藤兵衛	

(滝沢)			(滝沢)			(越)		(越)	
23			48			50		36	
						元兵衛	8.150		
						庄兵衛	9.986		
						庄兵衛	10.122		
						庄兵衛	6.932		
						正兵衛	8.735		
						庄兵衛	5.357		
						清兵衛	9.709		
						清兵衛	9.709		
						清兵衛	10.237		
						清兵衛	14.157		
						清兵衛	17.634		
						清兵衛	18.702		
						清兵衛	21.841		
						清兵衛	21.841		
						清兵衛	22.141		
						清兵衛	22.9154		
						清兵衛	24.3567		
						清兵衛	27.4737		
						清兵衛	28.7972		
						清兵衛	28.8872		
						清兵衛	29.720		
						清兵衛	27.394		
						清兵衛	32.703		
						清兵衛	33.817		
						清兵衛	34.201		
						清兵衛	35.0072		
16.0874						清兵衛	38.2662		
16.4687						清兵衛	29.681		
16.7234	武兵衛	4.158				清兵衛	29.9263		
16.9104	武兵衛	4.209				清兵衛	30.3973		
5.3317	武兵衛	4.209				清兵衛	33.419		
5.3317	武兵衛	4.278				清兵衛	33.419		
6.6503	武兵衛	4.634	吉之助	9.6657		清兵衛	30.331		
6.6503	武兵衛	4.634	吉之助	7.5391		清兵衛	29.489		
6.6503	武兵衛	4.989	吉之助	7.5391		清兵衛	29.189		
4.3997	九郎八	6.4645				文左衛門	30.1673		
4.3997	九郎八	6.4645				文左衛門	23.8757	藤左衛門	15.0996
4.7076	九郎八	6.4645				文左衛門	24.1677	藤左衛門	15.0996
4.5596	九郎八	6.5445				文左衛門	24.1877	藤左衛門	15.0996
4.5596	九郎八	6.5445				文左衛門	24.1877	藤左衛門	15.0996
4.5596	忠左衛門	6.5445	九左衛門	11.7845		文左衛門	24.5577	藤左衛門	15.0996
4.5596	忠左衛門	6.5445	九左衛門	11.7845		文左衛門	24.6377	藤左衛門	14.2246
4.5596	忠左衛門	6.5445	九左衛門	11.7845		文左衛門	25.2257	九郎右衛門	14.2246
4.5636	忠左衛門	6.5445	九左衛門	11.7845		文左衛門	25.3757	九郎右衛門	14.2246
3.0556	忠治郎	5.6435	九左衛門	11.5105		文左衛門	20.0128	伊右衛門	12.7246
3.0556	忠治郎	5.6435	九左衛門	11.5105		文左衛門	20.3328	伊右衛門	12.7246
2.3209	幸吉	5.6435	九左衛門	11.0555		文左衛門	21.0975	伊右衛門	12.7246

第5表 筑摩郡大足村持高変化表

西暦	日本年	(滝沢)	(滝沢)	(越)	(望月)	(越)	(下里)
		四九郎兵衛	四栄助	四文左衛門	四三右衛門	四左五兵衛	四半右衛門
1755	宝暦 5	44.3759	14.5822	20.0128	3.6941		
1756	宝暦 6	44.3759	14.5822	20.0128	3.6941		
1757	宝暦 7	44.3759	14.5822	20.0128	3.6941		
1759	宝暦 9	44.3759	14.7612	20.0128	3.7141		
1760	宝暦10	44.3759	14.7612	20.0128	3.7141		
1761	宝暦11	44.3759	14.7612	20.0128	3.7141		
1762	宝暦12	44.4234	16.6365	20.0428	3.5641		
1763	宝暦13	44.8779	16.6365	21.3923	3.5641		
1764	宝暦14	44.8779	16.6365	21.3923	3.5641		
1765	明和 2	44.5949	16.6365	21.5885	3.5641		
1766	明和 3	45.1029	17.4125	21.0889	3.5641		
1767	明和 4	45.1029	18.000	21.0889	3.5641		
1768	明和 5	45.1029	19.2125	21.0889	3.5641		
1769	明和 6	45.1029	19.0162	21.0889	3.5641		
1771	明和 8	45.0859	19.2662	21.0889	3.5841		
1773	安永 2	45.2324	19.2662	21.0889	3.5841		
1774	安永 3	45.2324	17.5616	21.0889	3.9091		
1775	安永 4	45.2324	17.5616	21.0889	3.9091		
1776	安永 5	45.1974	17.9957	20.8545	3.9091		
1777	安永 6	45.1974	18.0777	21.1232	3.9091		
1778	安永 7	45.1974	18.0777	21.1232	3.9091		
1779	安永 8	45.6897	14.168	20.2769	3.9091		
1780	安永 9	39.6897	14.168	20.2769	3.9091		
1781	安永10	39.7137	14.168	→・別家出ス 16.000	3.9971		
1782	天明 2	39.7137	14.168	16.000	3.8271		
1783	天明 3	39.7137	14.168	16.000	3.8271		
1784	天明 4	39.7137	14.168	16.000	3.8271		
1785	天明 5	41.6681	14.168	16.000	3.8271		
1786	天明 6	41.6681	14.168	15.2572	4.1802		
1787	天明 7	41.6681	14.168	15.2572	4.1802		
1788	天明 8	42.6381	14.9744	14.2759	4.2786		
1789	寛政 1	42.6381	14.9744	14.2759	4.2786		
1790	寛政 2	44.6627	15.8644	14.2759	3.027		
1791	寛政 3	46.1663	15.8644	15.1759	3.027		
1792	寛政 4	46.4913	16.7091	15.1759	1.9429		
1793	寛政 5	46.4913	17.5675	15.2359	1.9429		
1794	寛政 6	47.0913	17.5675	15.1259	2.0312		
1806	文化 3	44.915	12.5771	14.3929	2.6659		
1807	文化 4	44.915	12.5771	14.3929	2.8162		
1808	文化 5	44.915	12.5771	14.3929	2.8162		

西暦	日本年	(滝沢)	(滝沢)	(越)	(望月)	(越)	(下里)
		㊦九郎兵衛	㊧栄助	㊨文左衛門	㊩喜三右衛門	㊪左五兵衛	㊫半右衛門
1809	文化6	44.915	12.5771	14.3929	2.8162		
1810	文化7	44.915	12.5771	14.3929	2.8162		
1811	文化8	46.5209	12.5771	12.787	2.8762		
1812	文化9	46.4511	13.0571	12.1944	2.8762	文化9 別家 (養子→)	
1813	文化10	46.4511	14.3571	11.6684	2.8762	0.943	
1814	文化11	46.4511	14.3571	11.6684	2.8762	0.943	
1815	文化12	46.4511	14.3571	11.6684	2.8762	0.943	
1816	文化13	46.4511	14.3571	11.6684	2.8762	0.943	
1817	文化14	46.9511	14.7207	11.2704	2.9592	1.2608	
1818	文化15	46.9511	14.5907	11.2704	2.9592	1.2608	
1819	文政2	47.0511	14.5907	11.2704	2.0995	1.2608	
1820	文政3	47.4511	14.5187	11.2704	2.0995	1.0298	
1821	文政4	47.8011	14.3412	10.9923	2.9797	1.2498	
1822	文政5	48.7296	14.0762	10.7126	2.9797	1.2498	
1823	文政6	49.2396	14.4332	10.7126	2.9536	1.2498	
1824	文政7	49.2396	14.4332	10.7126	2.9536	1.2498	
1843	天保14	47.3581	19.656	10.0221	2.2965	0.080	・この間別家 0.6495
1844	天保15	47.3581	19.656	10.0221	2.2965	0.3332	0.6495
1845	弘化2	47.3581	19.656	10.0221	2.1465	0.3332	0.5995
1846	弘化3	47.3581	19.656	10.0221	2.1465	0.3632	0.5995
1847	弘化4	46.0336	15.5511	10.1221	2.1465	0.4832	0.5995
1850	嘉永3	46.0336	15.5511	10.1221	2.1465	0.4832	0.5995
1851	嘉永4	43.0236	15.5181	10.3771	2.1465	0.4832	0.5995
1852	嘉永5	43.0236	15.5181	10.3771	2.7465	0.4832	0.5995
1854	嘉永7	41.5736	15.0621	10.3771	2.7465	0.4832	0.5995
1855	安政2	41.5131	14.3631	10.3771	2.1465	0.4832	0.5995
1856	安政3	41.5131	14.3631	10.3771	2.1465	0.4832	0.5995
1857	安政4	41.5131	14.3631	10.3771	2.1465	0.4832	0.5995
1858	安政5	41.5131	14.3631	10.3771	2.1465	0.4832	0.5995
1859	安政6	41.5131	14.3631	10.3771	2.1465	0.4832	0.5995
1860	安政7	41.5131	14.3631	10.3771	2.1465	0.4832	0.5995
1861	万延2	39.5905	14.3631	10.5075	2.5168	0.4832	0.5995
1862	文久2	40.0905	15.168	12.526	2.5168	1.5246	0.5995
1863	文久3	40.0905	15.168	12.526	2.5168	1.5246	0.5995
1864	文久4	40.0905	15.168	12.526	1.735	1.390	0.599
1865	元治2	40.305	15.168	11.830	1.735	1.390	0.599
1866	慶応2	40.305	15.680	12.400	2.290	1.390	0.599
1867	慶応3	40.410	16.405	12.806	2.290	1.390	0.639
1868	慶応4	40.410	16.405	13.900	2.290	1.670	0.639
1869	明治2	40.2868	15.5451	13.8501	2.7468	2.0296	0.6395
1870	明治3	40.2072	15.0171	13.4501	2.4955	2.0296	0.640
1871	明治4	40.077	15.095	13.820	2.519	1.043	0.287

第6表 麻績組大足村持高変化表（「御年貢目録」）

西暦	日本年	〔清水〕		〔柴〕		〔大堀〕		〔下里〕		〔清水〕	
		〔73〕 権左衛門		〔1〕 与右衛門		〔27〕 利左衛門		〔71〕 勝右衛門		〔80〕 良右衛門	
1661	寛文 1	権四郎	1,988								
1663	寛文 3	権十	0.544								
1669	寛文 9	権右衛門	3.456								
1671	寛文11	権右衛門	3.375								
1675	延宝 3	権右衛門	2.255								
1676	延宝 4	権右衛門	2.255								
1678	延宝 6	権右衛門	3.694								
1679	延宝 7	権右衛門	3.694								
1681	天和 1	権右衛門	2.471								
1682	天和 2	権右衛門	2.471								
1686	貞享 3	権右衛門	2.471								
1687	貞享 4	権右衛門	2.471								
1688	元禄 1	権右衛門	2.471								
1689	元禄 2	権右衛門	2.471								
1690	元禄 3	権右衛門	2.471								
1691	元禄 4	権右衛門	2.471								
1692	元禄 5	権右衛門	2.471								
1694	元禄 7	権右衛門	2.471								
1696	元禄 9	彦兵衛	2.471								
1697	元禄10	彦兵衛	2.419								
1699	元禄12	彦兵衛	2.969								
1700	元禄13	彦兵衛	2.969								
1701	元禄14	彦兵衛	2.969								
1702	元禄15	彦兵衛	2.969								
1703	元禄16	彦兵衛	2.969								
1704	宝永 1	彦兵衛	2.809								
1705	宝永 2	彦兵衛	2.809								
1706	宝永 3	彦兵衛	2.809								
1707	宝永 4	彦兵衛	2.809								
1709	宝永 6	彦兵衛	2.821								
1711	正徳 1	彦兵衛	2.195								
1712	正徳 2	彦兵衛	2.195								
1713	正徳 3	彦兵衛	2.195								
1714	正徳 4	彦兵衛	2.195								
1716	享保 1	彦兵衛	2.195								
1731	享保16	彦兵衛	2.803	与右衛門	1.528	松右衛門	1.164	勝右衛門	3.3656	伊助	0.059
1732	享保17	冲右衛門	2.803	与右衛門	1.528	松右衛門	1.164	勝右衛門	2.5296	伊助	0.059
1735	享保20	冲右衛門	2.3933	与右衛門	1.528	松右衛門	1.164	勝右衛門	2.1806	伊助	0.059
1736	天文 1	冲右衛門	2.3933	与右衛門	1.528	松右衛門	1.164	勝右衛門	2.1706	伊助	0.059
1737	天文 2	冲右衛門	2.3933	与右衛門	1.528	松右衛門	1.164	勝右衛門	2.1706	伊助	0.059
1738	天文 3	冲右衛門	2.3933	与右衛門	1.528	松右衛門	1.164	勝右衛門	1.8186	伊助	0.059
1739	天文 4	冲右衛門	2.3933	与右衛門	1.528	松右衛門	1.164	勝右衛門	1.8186	伊助	0.059
1740	天文 5	冲右衛門	2.3933	与右衛門	1.528	松右衛門	1.164	勝右衛門	1.3386	伊助	0.059
1742	寛保 2	冲右衛門	2.3933	与右衛門	1.528	松右衛門	1.171	勝右衛門	1.3386	伊助	0.059
1757	宝暦 7	冲右衛門	2.510	吉右衛門	1.6949	松右衛門	1.171	文右衛門	0.7026	伊八	0.179
1759	宝暦 9	冲右衛門	2.510	吉右衛門	1.6949	松右衛門	1.171	文右衛門	0.7026	伊八	0.179
1762	宝暦12	冲右衛門	2.510	吉右衛門	1.4263	松右衛門	1.171	文右衛門	0.7026	伊八	0.179

第7表 筑摩郡大足村 持高変化表

		(清水)	(柴)	(望月)	(望月)	(望月)	(藤松)	(大堀)	(大堀)	(下里)	(清水)	(滝沢)	(沖)	(沖)	(滝沢)	(矢淵)	
西暦	日本年	73 権左衛門	1 与三右衛門	9 鶴	10 吉	10 郡治郎	11 元左衛門	22 菊三郎	27 利左衛門	32 太郎七	71 勝右衛門	80 良右衛門	23 津右衛門	37 木左衛門	40 七右衛門	43 左兵衛	106 孫四郎
1755	宝暦5	2.510	1.6849						1.171		0.7026	0.059	3.2336	4.5523	5.0754		
1756	宝暦6	2.510	1.6849						1.171		0.7026	0.179	3.2336	4.5523	5.0754		
1757	宝暦7	2.510	1.6849						1.171		0.7026	0.179	3.2336	4.5523	5.0754		
1759	宝暦9	2.510	1.6849						1.171		0.7026	0.179	3.2336	4.5523	5.0772		
1760	宝暦10	2.510	1.6849						1.171		0.7026	0.179	3.2336	4.5523	5.0772		
1761	宝暦11	2.510	1.6849						1.171		0.7026	0.179	3.4336	4.6543	5.0772		
1762	宝暦12	2.510	1.4263						1.171		0.7026	0.459	3.5056	4.4747	5.1552		
1763	宝暦13	2.510	1.4263					0.1301	1.171		0.7026	0.459	2.8811	4.4747	5.1552		
1764	宝暦14	2.510	1.4263					0.1301	1.171		0.7026	0.459	2.8811	4.4747	5.1551		
1765	明和2	2.810	1.4263					0.2701	1.171		0.7026	0.679	2.1464	4.4003	5.0572		
1766	明和3	2.810	1.4263					0.2701	1.171		0.7026	0.679	2.1464	4.4003	5.0572		
1767	明和4	1.910 →兄別家	1.4263					0.2701	1.171		0.7026	0.679	2.1464	4.4003	5.0572		
1768	明和5	1.910	1.4263					0.2701	1.161		0.7026	0.679	2.1464	4.4003	5.0572		
1769	明和6	1.910	1.1863					0.5255	1.161		1.0031	0.679	2.1464	4.430	4.1287		
1771	明和8	1.910	1.1863					0.965	1.161		1.0031	0.679	2.1464	4.430	4.1287		
1773	安永2	1.910	1.1863					0.965	1.161		1.0031	0.679	2.1464	4.430	4.1285		
1774	安永3	1.910	0.4243					2.0456	1.161		0.7026	0.679	2.1464	4.430	4.1285		
1775	安永4	1.910	0.4243					2.0456	1.161		0.7026	0.679	2.1464	4.430	4.1285		
1776	安永5	1.920	0.4093					2.4067	1.209		0.7026	0.679	2.2069	4.4853	4.1135		
1777	安永6	1.920	0.4093					2.1067	1.209		0.7026	0.679	2.2069	4.4853	4.1135		
1778	安永7	1.920	0.4093					2.1367	1.209		0.7026	0.679	2.2069	4.4853	4.1135		
1779	安永8	1.920	0.4103					2.0267	1.209		0.7026	0.679	2.1669	4.4853	3.9974		44九郎兵衛 別家安永9年
1780	安永9	1.920	0.4103					2.0267	1.209		0.7026	0.679	2.1669	4.4853	3.9974	6.000	
1781	安永10	2.8395	0.6079					3.1183	1.209		0.7116	1.516	2.1669	4.4973	3.9905	6.000	
1782	天明2	2.7395	0.6079					3.1183	1.209		0.7116	1.516	2.1669	4.4973	3.9905	6.000	

1783	天明 3	2.7395	0.6079			3.1183	1.209		0.7116	1.516	2.1669	4.4973	3.9905	6.000
1784	天明 4	2.7395	0.6079			3.1183	1.209		0.7116	1.516	2.1669	4.4973	3.9905	6.000
1785	天明 5	2.7395	0.6079			3.1183	1.209		0.7116	1.516	2.1669	4.4973	3.9905	6.000
1786	天明 6	2.7975	0.6113			3.0524	1.4793		0.7116	1.886	2.2455	4.4973	3.9905	5.8987
1787	天明 7	2.7975	0.6113			3.0524	1.4793		0.7116	1.886	2.2455	4.4973	3.9905	5.8987
1788	天明 8	3.7825	0.6113			3.1047	1.4793		0.7116	2.456	2.2455	4.3453	3.9905	5.8987
1789	寛政 1	3.7825	0.6113	0.950		3.1047	1.4793		0.7116	2.456	2.2455	4.3453	3.9905	5.8987
1790	寛政 2	4.0325	0.6113	1.398		3.1047	1.4793		0.8716	2.937	2.5821	4.3453	3.9905	5.8987
1791	寛政 3	4.6326	0.6113	1.398		3.1047	1.4793		0.8716	2.937	2.5821	4.1953	3.9905	5.8987
1792	寛政 4	5.2826	0.6113	1.5282	0.7022	3.1047	1.4793		0.8716	3.297	2.5821	4.1953	3.9905	5.8987
1793	寛政 5	5.2826	0.6113	1.5282	0.7022	3.1047	1.5043		0.8716	3.337	2.5821	4.094	3.9905	5.8987
1794	寛政 6	5.6873	0.6113	1.5282	0.7022	3.1047	1.7163		0.8716	3.337	2.5821	4.094	3.9905	5.8987
1806	文化 3	6.5193	0.7773	1.3779	1.2965	3.2507	3.3093		0.8716	5.0092	2.5788	3.6985	3.1905	7.924
1807	文化 4	6.5193	0.7773	1.3779	1.2965	3.2507	3.3093		0.8716	5.0092	2.5788	3.6985	3.1905	7.924
1808	文化 5	6.5193	0.7773	1.3779	1.2965	3.1707	3.3093		0.8716	5.0092	2.5788	3.6985	3.1905	7.924
1809	文化 6	6.5193	0.7773	1.3779	1.2965	3.1707	3.3093		0.8716	5.0092	2.5788	3.6985	3.1905	7.924
1810	文化 7	6.5193	0.7773	1.3779	1.2965	3.1707	3.3093		0.8716	5.0092	2.5788	3.6985	3.1905	7.924
1811	文化 8	6.5193	0.8053	1.3779	1.4915	3.2507	3.3093		0.8716	5.0092	2.5788	3.5485	3.1905	8.064
1812	文化 9	6.7566	0.8053	1.3779	1.4915	3.2507	1.5025		1.2345	4.7592	2.5788	3.8015	2.7095	8.064
1813	文化10	6.7566	0.8053	1.3779	1.4915	3.2507	1.5025		1.2345	4.7592	2.5788	3.8015	2.7095	8.064
1814	文化11	6.7566	0.8053	1.3779	1.4915	3.2507	1.5025		1.2345	4.7592	2.5788	3.8015	2.7095	8.064
1815	文化12	9.0213	1.5033	1.3779	1.4915	3.2507	1.5025		1.2345	4.7592	2.5788	3.8015	2.7095	8.064
1816	文化13	9.0213	1.5033	1.3779	1.4915	3.2507	1.5025		1.2345	4.7592	2.5788	3.8015	2.7095	8.064
1817	文化14	5.8122	1.5333	1.3779	1.4915	3.2657	1.5432		1.5985	4.778	2.4138	3.1785	2.7405	8.064
1818	文化15	5.8122	1.5333	1.3779	1.4915	3.2657	1.5432		1.5985	4.778	2.4138	3.1785	2.7405	8.239
1819	文政 2	5.8122	1.5333	1.3779	1.4915	3.2657	1.5462		1.5985	4.778	2.4138	2.983	2.7405	8.239
1820	文政 3	5.8128	1.6836	1.3779	1.4915	3.2657	1.5462		1.5985	4.778	2.0417	2.983	2.7405	8.239
1821	文政 4	5.8128	1.8026	0.8379	1.5175	3.2657	2.0387	1.6204	1.5985	4.778	2.0417	2.9912	2.7405	8.2448
1822	文政 5	5.8128	1.8026	0.8379	1.5175	3.2657	2.0987	1.6204	1.5985	4.778	1.9417	3.1430	2.7405	8.239
1823	文政 6	5.8128	1.8026	0.8379	1.4915	3.2657	2.0987	1.6504	1.5985	5.078	1.9417	3.6574	2.7405	8.239

4.喜三右エ門
より安政元別
家

4.喜三右エ門よ
り安政4別家四
郎七

3.3093
第吉右エ門別家

27の第吉左エ門
の第文政3別家

1824	文政 7	5.8128	1.8026	0.8379	1.4915		3.2657	2.0987	1.650	1.5985	5.078	1.9417	3.6684	2.7405	8.239		
1843	天保14	1.1535	2.1583	0.8125	1.8394	この間4喜三 右エ門より ↓	0.4046	0.9376	4.7992	4.9982	1.4867	3.9532	1.2726	1.8567	2.278	5.0171	0.8025
1844	天保15	1.1535	2.1583	0.8125	1.8394		0.4046	0.9376	4.7992	4.9982	1.7787	3.9532	1.2726	1.8567	2.278	5.0171	1.0582
1845	弘化 2	1.1535	2.1583	0.8125	1.8394		0.4046	0.9376	4.9492	5.0982	1.7787	3.9532	1.2726	1.557	2.278	5.0171	1.0582
1846	弘化 3	1.2535	2.1883	0.8125	1.8394		0.4046	0.9376	4.9492	5.0982	1.8787	3.9532	1.3726	1.557	2.278	5.0171	0.7782
1847	弘化 4	3.4996	2.1883	0.8185	1.6294		0.4046	0.9376	4.9492	4.9982	1.8787	3.9532	1.8046	1.557	2.278	4.3171	0.7782
1850	嘉永 3	3.4996	2.1883	0.8185	1.6294		0.4046	0.9376	4.9492	4.9982	1.8787	3.9532	1.8046	1.557	2.278	4.3171	0.7782
1851	嘉永 4	3.6996	1.9483	0.4429	1.4244		0.8096	0.9376	5.8992	4.9982	1.7487	3.3889	1.6926	1.557	3.190	4.5571	0.6313
1852	嘉永 5	3.6996	1.9483	0.4429	1.4244		0.8096	0.9376	5.8992	5.3782	1.7487	3.3889	1.6926	1.557	3.190	4.5571	0.6313
1854	嘉永 7	3.7996	1.7483	0.4875	1.2245		1.0094	0.9376	3.4508	5.3782	1.9787	3.3664	1.6926	1.557	3.190	4.3371	0.6579
1855	安政 2	3.8996	1.7483	0.4875	1.2245		1.0094	0.9376	3.4508	6.6682	1.9787	3.3664	1.5426	1.557	2.278	4.2471	0.7459
1856	安政 3	3.8996	1.7483	0.4875	1.2245		1.0094	0.9376	3.4508	6.6682	1.9787	3.1989	1.5426	1.557	2.278	4.2471	0.7459
1857	安政 4	3.8996	1.7483	0.4875	1.2245		1.0094	0.9376	3.4508	6.6682	1.9787	3.1989	1.5426	1.557	2.278	4.2471	0.7459
1858	安政 5	3.8996	1.7483	0.4875	1.2245		1.0094	0.9376	3.4508	6.6682	1.9787	3.1989	1.5426	1.557	2.278	4.2471	0.7459
1859	安政 6	3.8996	1.7483	0.4875	1.2245		1.0094	0.9376	3.4508	6.6682	1.9787	3.1989	1.5426	1.557	2.278	4.2471	0.7459
1860	安政 7	3.8996	1.7483	0.4875	1.2245		1.0094	0.9376	3.4508	6.6682	1.9787	3.1989	1.5426	1.557	2.278	4.2171	0.7459
1861	万延 2	3.8996	1.7483	0.5879	1.1945		2.4304	0.8876	4.9835	6.4882	1.9787	3.5889	1.5426	1.257	1.448	4.2171	0.5659
1862	文久 2	3.9998	1.7483	1.0029	1.2909		2.292	1.9107	5.1551	6.4882	1.9787	3.5889	1.1226	1.167	0.798	4.2171	0.7359
1863	文久 3	3.9998	1.7483	1.0029	1.2909		2.292	1.9107	5.1551	6.4882	1.9787	3.5889	1.1226	1.167	0.798	4.2171	0.7359
1864	文久 4	4.104	1.740	0.871	1.380		2.549	1.910	5.105	4.150 *市兵ニ別家	1.978	3.588	1.150	1.167	0.798	4.217	0.8409
1865	元治 2	4.104	1.740	0.871	1.580		2.850	1.910	3.160	4.150	1.920	3.580	1.150	1.160	1.229	4.210	0.690
1866	慶応 2	4.190	1.740	0.902	1.580		2.130	1.910	3.220	3.970	1.920	3.580	1.150	1.160	1.229	4.210	0.670
1867	慶応 3	3.810	1.740	0.902	1.580		0.000	1.910	3.170	3.810	1.920	3.690	1.150	0.809	1.220	3.920	0.630
1868	慶応 4	4.440	1.740	0.302	1.580 K3矢久村へ 養子ニ遣		0.500	1.910	3.170	3.810	1.920	4.390	1.150	0.809	1.029	3.920	0.330
1869	明治 2	4.9437	1.8356	0.3023			0.650	1.9107	3.1761	3.8163	1.9287	4.5206	1.1966	0.8095	1.0296	4.1911	0.3309
1870	明治 3	5.9299	1.6853	0.3023			0.500	1.9107	3.1761	3.8163	1.9283	4.4873	1.1742	0.900	1.0596	4.1262	0.3309
1871	明治 4	5.6105	1.727	0.302			0.500 K2養子鶴重 と別家	1.955	3.1761	3.904	1.928	4.590	1.174	0.900	1.059	4.126	0.330

享保期に15年間のブランクがあるため、権左衛門以外に家の系譜がつながる者がなく、残念である。享保16年の持高が判明する者は、²⁷利左衛門につらなる松右衛門が1.1石、¹与右衛門が1.5石、⁷¹勝右衛門が3.3石、⁸⁰良右衛門につらなる伊助が0.06石、というように貧農層といってよい。あるいは彼らは、享保期前後に分家して出た家かもしれない。分家としての弱い立場にあった者が、権左衛門を中心として結束し、村政に対する発言をしたのが「権左衛門一件」であったように思われるのである。

権左衛門を中心としたグループのその後の状況を「宗門人別御改帳」からまとめたのが第7表である。これから判るように、弘化期前後に権左衛門とともに動いた者たちは、概して持高は少なく、やや例外的なのは³²太郎七で約5石であった。³²太郎七は、文政4年に²⁸吉左衛門から分家したが、この吉左衛門は²⁷利左衛門の分家にあたる。当初太郎七は1.6石であったが天保14年には約5石となり、以後幕末期に持高をのぼし、新しく五人組を結成したいとして訴えを起し、また自らも分家を出すという動きをとった。

つぎに持高が大きいのは⁸⁰良右衛門である。弘化期に村役人に対して訴訟を起こした者は、権左衛門とこの良右衛門を除くと、ほとんどが2石以下で、⁹鶴吉、¹¹元左衛門、²²菊三郎などは1石未満であった。このような村落の最底辺で生活の不安定性に苦しんでいた貧農層の要望を受け、権左衛門は村役人追求の前面に立ったのであり、それは決して個人的な事情からではなかったものと思われる。

慶応期に「心得違」をはたらいたとして糺問を受けた者は、⁷³権左衛門と⁴⁵庄兵衛（持高4.2石）を除くと、すべて2石未満であり、¹⁰⁶孫四郎は0.6石で、残りすべてが1石から2石であり、まさに貧農層であった。⁴⁵庄兵衛の場合、文政期の8.2石を頂点として幕末期には3～5石の間に停滞していた。このように権左衛門の村内における活動基盤は、貧農層あるいは停滞的な農民層に置かれており、その窮迫した状況からの脱却への願いを受けて、「御一新」の動きに速に対応し尾張藩取締役所へ旧来の村役人を訴えて出るという行動をとったのである。それが「権左衛門一件」の最終的史料としての慶応4年（1868）の訴状に示されている。

註

- 1) 尾崎行也「筑摩郡幕府領における五人組帳と五人組の実態」（『信濃』16-2, 1964）、「筑摩郡大足村の庄屋不帰依」(一)(二)(三)（『信濃』17-3, 5, 6, 1965）
- 2) ここでは、東筑摩郡明科町中川手越博太郎氏所蔵の一件文書にかぎる。
- 3) 大足村の「村差出明細帳」は、明科町中川手越博太郎氏所蔵文書による。また「郷帳」は内閣文庫蔵、「旧高旧領取調帳」は木村礎編の近藤出版社刊（1977）による。
- 4) 「御年貢目録」も、越博太郎氏所蔵文書によった。
- 5) 以下「一件」に関する史料は、明科町中川手越博太郎氏所蔵文書による。関読した文書リストを示しておく。

年	代	表	題	差	出	人	受	取	人
弘化2.	11	1845	差上申済口證文之事	大足村権左衛門ら	26人	松本御役所			
弘化2.	11	1845	為取替規定之事	大足村権左衛門ら	25人	—			

弘化3.閏5	1846	乍恐以書付御託奉申上候	大足村勇右衛門ら 4人	松本御役所
嘉永2.10	1849	為取替濟口一札之事	大足村佐藏ら 7人	—
嘉永3.3	1850	内済一札之事	大足村孫四郎ら 4人	—
安政3.4	1856	差上申内済證文之事	大足村権左衛門ら 4人	西川曾右衛門ら2人
万延元.11	1860	乍恐以書付奉願上候	大足村権左衛門	大足村村役
万延2.3	1861	乍恐以書付奉歎願候	大足村権左衛門ら 7人	飯尾東左衛門・辻喜太夫
万延2.3	1861	差上申済口證文之事	大足村平右衛門ら 3人	松本御役所
文久元.8	1861	乍恐以書付奉願上候	大足村栄助ら 24人	大足村村役
文久2.12	1862	取定一札之事	大足村栄助ら 15人	—
文久3.7	1863	乍恐以書付奉願上候	大足村権左衛門	—
文久3.7	1863	乍恐以書付奉願上候	大足村村役	松本御役所
文久3.7	1863	乍恐以書付奉御届申上候	大足村村役	御取締御懸り中
慶応2.12	1866	内済一札之事	大足村惣右衛門ら 4人	大足村役人中
慶応3.11	1867	乍恐以書付奉願上候	大足村寅藏ら 5人	御取締高木・堀口
慶応3.11	1867	乍恐以書付奉願上候	大足村3人・組合	(御取締高木・堀口)
慶応3.11	1867	乍恐以書付奉願上候	大足村3人・組合	(御取締高木・堀口)
慶応3.11	1867	乍恐以書以奉願上候	大足村津右衛門・組合	御取締高木・堀口
慶応4.—	1868	乍恐御訴訟奉申上候御事	大足村権左衛門・与三左衛門	尾州御取締御役所

*付記 本稿は、平成4・5年度科学研究費補助金（一般研究C）による研究の一部である。記して謝意を表するしだいである。